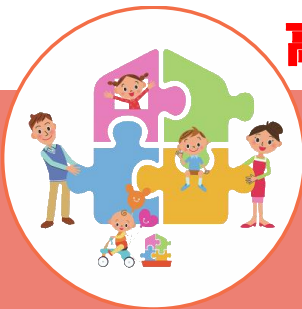




子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

- **子育て世帯生活支援特別給付金** (児童1人当たり5万円) は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- **高校生分**の子育て給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、**お住まいの市区町村に申請手続**をしてください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和3年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、
お住まいの市区町村で
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

※ 申請の受付期間は市区町村によって異なりますので、お住まいの市区町村に御確認ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間: 平日9:00～18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、お住まいの市区町村の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請の受付期間については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

令和3年3月31日時点で

- ① **18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等

(※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

- ② {
- 令和3年度**住民税(均等割)**が**非課税**の方
または
 - 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)



**「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。